

災害廃棄物の広域処理に関する基本協定書

多賀城市（以下「甲」という。）、栃木県（以下「乙」という。）及び壬生町（以下「丙」という。）は、多賀城市において発生し、東日本大震災により特に処理をすることが必要となった一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理（運搬、処分をいう。以下同じ。）を行うための基本的な事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、被災地である多賀城市の一日も早い復旧・復興のため、栃木県及び壬生町において引き受ける災害廃棄物の円滑な処理を図ることを目的とする。

（災害廃棄物の処理）

第2条 甲は、災害廃棄物の処理を乙に委託するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき甲から受託した災害廃棄物の処理の一部を丙に委託し処理するものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理に関し、甲丙間における必要な調整を行うものとする。

（処理に要する経費）

第3条 災害廃棄物の処理に要する経費は、別途委託契約により定めるものとする。

（災害廃棄物の種類）

第4条 甲が乙を通じて丙に処理を委託する災害廃棄物は、多賀城市的震災廃棄物選別処理施設（以下「選別処理施設」という。）において、木くずを破碎しチップ状にしたものとする。

（災害廃棄物の受入基準等）

第5条 甲は、選別処理施設に保管されている災害廃棄物を確認の上、次の基準を満たさないものは搬出しないものとする。

- (1) 放射能濃度は、100Bq/kgを超えないこと。
- (2) 石綿及びP C B等の有害物質を含まないこと。
- (3) 焼却施設に適合する形状、寸法であること。

2 乙は、前項の基準に適合しない災害廃棄物については、甲に返却するものとする。

（災害廃棄物の運搬方法等）

第6条 甲が処理を委託する災害廃棄物については、乙が選別処理施設から壬生町の清掃センター（以下「焼却施設」という。）まで、道路貨物運送により運搬することとする。

2 甲は、災害廃棄物を運搬車両に密閉できるよう積み込むとともに、乙は、災害廃棄物を飛散しないよう運搬することとする。

（災害廃棄物の放射能濃度等の検査）

第7条 災害廃棄物の処理に当たり、次表中欄に掲げる者は、同表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める検査を行うものとする。

区分	検査者	検査する内容
選別処理施設において災害廃棄物を保管しているとき	甲	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の放射能濃度（セシウム134及びセシウム137の合計値。以下同じ。）及び有害物質濃度 ・敷地境界の空間放射線量率
選別処理施設から災害廃棄物を搬出するとき	甲	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物運搬車両の空間放射線量率
焼却施設において災害廃棄物を搬入するとき	丙	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物運搬車両の空間放射線量率
焼却施設において災害廃棄物を処理するとき	丙	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物、排ガス及び焼却灰の放射能濃度 ・敷地境界の空間放射線量率
	乙	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の空間放射線量率
壬生町の環境センター（以下「最終処分場」という。）において災害廃棄物を焼却した灰（以下「焼却灰」という。）を搬入するとき	丙	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰運搬車両の空間放射線量率
最終処分場において焼却灰を埋立処分したとき	丙	<ul style="list-style-type: none"> ・放流水及び地下水の放射能濃度 ・敷地境界の空間放射線量率
	乙	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の空間放射線量率

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成26年3月31日までとする。

（協議）

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定に定めのない事項について新たに定める必要があるときは、その都度、協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自1通を所持する。

平成24年11月26日

甲 多賀城市長

菊地健次郎

乙 栃木県知事

福田富一

丙 壬生町長

小菅一弘